

新：施設維持補修工事共通仕様書（2024年7月）	旧：施設維持補修工事共通仕様書（2024年4月）	改訂理由	改訂内容
<p data-bbox="222 716 1130 779">施設維持補修工事共通仕様書</p> <p data-bbox="448 1234 908 1297">2024年07月</p>  <p data-bbox="471 1461 899 1562">ひと・まち・くらしをネットワーク 首都高速道路株式会社</p>	<p data-bbox="1442 716 2350 779">施設維持補修工事共通仕様書</p> <p data-bbox="1670 1234 2131 1297">2024年04月</p>  <p data-bbox="1688 1461 2116 1562">ひと・まち・くらしをネットワーク 首都高速道路株式会社</p>		<p data-bbox="2742 163 2801 191">変更</p>

新：施設維持補修工事共通仕様書（2024年7月）	旧：施設維持補修工事共通仕様書（2024年4月）	改訂理由	改訂内容
<b>第1編 総則</b>	<b>第1編 総則</b>		
			(略)
<p>1.1.6 遵守すべき法令等</p> <p>1 受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、諸法令の適用及び運用は受注者の責任と費用において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示す通りである。</p> <p>(10)健康保険法（令和5年5月改正 法律第31号）  (13)出入国管理及び難民認定法（令和4年12月改正 法律第97号）  (15)道路交通法（令和5年5月改正 法律第19号）  (16)道路運送法（令和5年4月改正 法律第18号）  (22)港湾法（令和4年11月改正 法律第87号）  (40)電気事業法（令和5年6月改正 法律第44号）  (41)消防法（令和5年6月改正 法律第58号）  (43)建築基準法（令和5年6月改正 法律第58号）  (63)厚生年金保険法（令和5年3月改正 法律第3号）  (68)所得税法（令和5年6月改正 法律第44号）  (70)船員保険法（令和5年5月改正 法律第31号）  (72)電波法（令和4年12月改正 法律第93号）  (75)農薬取締法（令和5年5月改正 法律第36号）  (76)毒物及び劇物取締法（令和5年5月改正 法律第36号）  (80)個人情報の保護に関する法律（令和5年11月改正 法律第79号）  (81)高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律  （令和5年6月改正 法律第58号）</p>	<p>1.1.6 遵守すべき法令等</p> <p>1 受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、諸法令の適用及び運用は受注者の責任と費用において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示す通りである。</p> <p>(10)健康保険法（<del>令和3年6月改正 法律第66号</del>）  (13)出入国管理及び難民認定法（<del>令和3年6月改正 法律第69号</del>）  (15)道路交通法（<del>令和4年4月改正 法律第32号</del>）  (16)道路運送法（<del>令和2年6月改正 法律第36号</del>）  (22)港湾法（<del>令和4年3月改正 法律第7号</del>）  (40)電気事業法（<del>令和4年6月改正 法律第74号</del>）  (41)消防法（<del>令和3年5月改正 法律第36号</del>）  (43)建築基準法（<del>令和4年5月改正 法律第55号</del>）  (63)厚生年金保険法（<del>令和3年6月改正 法律第66号</del>）  (68)所得税法（<del>令和4年6月改正 法律第71号</del>）  (70)船員保険法（<del>令和3年6月改正 法律第66号</del>）  (72)電波法（<del>令和4年6月改正 法律第70号</del>）  (75)農薬取締法（<del>令和元年12月改正 法律第62号</del>）  (76)毒物及び劇物取締法（<del>平成30年6月改正 法律第66号</del>）  (80)個人情報の保護に関する法律（<del>令和4年5月改正 法律第54号</del>）  (81)高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律  （<del>令和2年6月改正 法律第42号</del>）</p>	<p>諸法令の改正反映</p>	<p>変更</p>

新：施設維持補修工事共通仕様書（2024年7月）	旧：施設維持補修工事共通仕様書（2024年4月）	改訂理由	改訂内容
<p>1.1.14 施工体制台帳等</p> <p>1 受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、国土交通省令に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、<b>打合せ簿等</b>により施工体制台帳の写しを提出しなければならない。</p> <p>なお、施工体制台帳等は、原則として、電子データで作成・提出するものとする。</p>	<p>1.1.14 施工体制台帳等</p> <p>1 受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、国土交通省令に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、<b>施工体制台帳等通知書</b>により施工体制台帳の写しを提出しなければならない。</p> <p>なお、施工体制台帳等は、原則として、電子データで作成・提出するものとする。</p>	<p>工事関係様式集 改訂の反映</p>	<p>変更</p>
<p>1.1.17 専任技術者</p> <p>1 受注者は、1.1.16 現場代理人及び主任技術者等の規定のほかに、設計図書に定めのある場合は、専任技術者を定め、当該工種の着手前に、<b>経歴書等を添付して打合せ簿等にて</b>提出しなければならない。なお、当該専任技術者が複数の工種の資格を有しているときは、これらを兼ねることができるものとする。</p>	<p>1.1.17 専任技術者</p> <p>1 受注者は、1.1.16 現場代理人及び主任技術者等の規定のほかに、設計図書に定めのある場合は、専任技術者を定め、当該工種の着手前に、<b>「専任技術者選定通知書」を監督職員に</b>提出しなければならない。なお、当該専任技術者が複数の工種の資格を有しているときは、これらを兼ねることができるものとする。</p>	<p>工事関係様式集 改訂の反映</p>	<p>変更</p>
<p>1.1.25 受注者の異議申立書の提出</p> <p>1 受注者または現場代理人は、発注者または監督職員からの指示に異議があるときは、10日以内に、発注者または監督職員に異議申立<b>て</b>をすることができる。<b>現場代理人が監督職員に申し立てる場合は、打合せ簿にて申し立てを行う。</b></p> <p>2 前項の異議申立<b>て</b>があったときは、発注者または監督職員は、その申立事項について、速やかに受注者または現場代理人と協議しなければならない。</p> <p>3 受注者は、前2項の異議申立<b>て</b>をしたときであっても、1.1.25により監督職員が工事の中止を指示したときを除き、工事の全部または一部を中止してはならない。</p> <p>4 受注者または現場代理人が、異議申立<b>て</b>を第1項に定める期間内に監督職員にしなかったときは、通知を承諾したものとみなす。</p>	<p>1.1.25 受注者の異議申立書の提出</p> <p>1 受注者または現場代理人は、発注者または監督職員からの指示に異議があるときは、10日以内に、発注者または監督職員に異議申立<b>書</b>を<b>提出</b>することができる。</p> <p>2 前項の異議申立<b>書の提出</b>があったときは、発注者または監督職員は、その申立事項について、速やかに受注者または現場代理人と協議しなければならない。</p> <p>3 受注者は、前2項の異議申立<b>書</b>を<b>提出</b>したときであっても、1.1.25により監督職員が工事の中止を指示したときを除き、工事の全部または一部を中止してはならない。</p> <p>4 受注者または現場代理人が、異議申立<b>書</b>を第1項に定める期間内に監督職員に<b>提出</b>しなかったときは、通知を承諾したものとみなす。</p>	<p>工事関係様式集 改訂の反映</p>	<p>変更</p>
<p>1.1.33 保険の付保及び事故の補償</p> <p>3 受注者は、建設業退職金共済組合に加入し、その掛金収納書の写しを、工事請負契約締結後1か月以内(<b>電子申請方式による場合にあつては、工事請負契約締結後原則40日以内</b>)に提出しなければならない。<b>また、工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、監督職員に提示しなければならない。</b></p> <p>4 受注者は、法定外の労災保険に付さなければならない。</p>	<p>1.1.33 保険の付保及び事故の補償</p> <p>3 受注者は、建設業退職金共済組合に加入し、その掛金収納書の写しを、工事請負契約締結後1か月以内に提出しなければならない。</p>	<p>法令等の改正反映（「【事務連絡】210929_建設業退職金共済制度の適正履行の確保について」の反映）</p>	<p>追加</p>

新：施設維持補修工事共通仕様書（2024年7月）	旧：施設維持補修工事共通仕様書（2024年4月）	改訂理由	改訂内容
<p>1.1.40 建設副産物</p> <p>3 受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。</p> <p>4 受注者は、土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。</p> <p>5 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用促進計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。</p> <p>6 受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。 また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。</p> <p>7 受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、再生資源利用促進計画に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と、再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。</p> <p>8 受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。</p> <p>9 受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を監督職員に提出しなければならない。</p> <p>10 受注者は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を搬入または搬出する場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システムに入力するものとする。また、建設副産物実態調査（センサス）についても、対象となる建設副産物の品目について、データを入力し調査票を監督職員へ提出すること。なお、出力した調査票は「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」の提出に代わるものとし、これによりがたい場合には、監督職員と協議しなければならない。</p> <p>11 受注者は、建設廃棄物の処理に当たっては、工事着手に先立ち、建設廃棄物処理計画を作成し、1.4.3で規定する施工計画書に記載しなければならない。また、工事完成後、速やかに「建設廃棄物処理実施書」を提出しなければならない。なお、建設廃棄物のうち、産業廃棄物については電子マニフェストを使用している場合、（公財）日本産業廃棄物処理振興センターの電子媒体提供サービスにより提供された電子媒体を提出することにより「建設廃棄物処理実施書」の提出に代えることができる。</p> <p>12 受注者は、発生材のうちPCBを含む電気機器については、特別管理産業廃棄物として、以下のとおり処理すること。  (1) PCBが飛散、流出及び地下への浸透等がないように適当な容器に納め、適切な場所に保管し、工事完成後、監督職員に引渡すこと。  (2) PCBを含む機器類の取扱い作業は、必ず補修基地内で行い、補修基地外搬出はしない。  (3) PCBを含む機器の取扱いについては、(1)及び(2)によるほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律によるものとする。</p> <p>13 受注者は、「建設工事に関する資材の再資源化等に関する法律」第10条に基づき当社が都道府県知事等に届け出る内容について、同法第12条に基づき書面を作成し、1.4.3で規定する施工計画書に記載のうえ、説明しなければならない。</p>	<p>1.1.40 建設副産物</p> <p>3 受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。</p> <p>4 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。</p> <p>5 受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を監督職員に提出しなければならない。</p> <p>6 受注者は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を搬入または搬出する場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システムに入力するものとする。また、建設副産物実態調査（センサス）についても、対象となる建設副産物の品目について、データを入力し調査票を監督職員へ提出すること。なお、出力した調査票は「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」の提出に代わるものとし、これによりがたい場合には、監督職員と協議しなければならない。</p> <p>7 受注者は、建設廃棄物の処理に当たっては、工事着手に先立ち、建設廃棄物処理計画を作成し、1.4.3で規定する施工計画書に記載しなければならない。また、工事完成後、速やかに「建設廃棄物処理実施書」を提出しなければならない。なお、建設廃棄物のうち、産業廃棄物については電子マニフェストを使用している場合、（公財）日本産業廃棄物処理振興センターの電子媒体提供サービスにより提供された電子媒体を提出することにより「建設廃棄物処理実施書」の提出に代えることができる。</p> <p>8 受注者は、発生材のうちPCBを含む電気機器については、特別管理産業廃棄物として、以下のとおり処理すること。  (1) PCBが飛散、流出及び地下への浸透等がないように適当な容器に納め、適切な場所に保管し、工事完成後、監督職員に引渡すこと。  (2) PCBを含む機器類の取扱い作業は、必ず補修基地内で行い、補修基地外搬出はしない。  (3) PCBを含む機器の取扱いについては、(1)及び(2)によるほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律によるものとする。</p> <p>9 受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」第10条に基づき当社が都道府県知事等に届け出る内容について、同法第12条に基づき書面を作成し、1.4.3で規定する施工計画書に記載し、監督職員に提出のうえ説明しなければならない。</p>	<p>法令等の改正反映（「【事務連絡】240428_資源有効利用促進法の省令の改正に伴う再生資源利用促進計画の変更について」の反映）</p>	<p>追加</p>

新：施設維持補修工事共通仕様書（2024年7月）	旧：施設維持補修工事共通仕様書（2024年4月）	改訂理由	改訂内容
<p>1.1.47 石綿使用の有無</p> <p>受注者は、建築物・工作物等の解体・改修工事を行う際、石綿（アスベスト）の使用の有無の「事前調査」を行わなければならない。石綿障害予防規則に基づく一定規模以上の工事にあつては「事前調査結果の報告」を所轄労働基準監督局に届出を行わなければならない。また、大気汚染防止法に基づき、特定粉じん発生施設を設置しようとするときは、都道府県知事に届出を行わなければならない。</p>		法令等の改正反映（「【事務連絡】220119_「石綿事前調査結果報告システムのユーザーテストの実施に係る周知等への協力依頼について」について（周知）」の反映）	追加

新：施設維持補修工事共通仕様書（2024年7月）	旧：施設維持補修工事共通仕様書（2024年4月）	改訂理由	改訂内容
<p>1.4.3 施工計画書</p> <p>2 受注者は、施工計画書の内容に変更が生じた場合には、当該工事に着手する前にその都度、当該箇所について提出した施工計画書の差替えを行い、合わせて、削除、追記等その変更内容を記した履歴簿を添付すること。なお、差替える内容が、提出した作業計画書と重複する場合には、施工計画書に当該の作業計画書を差し込むこと。併せて、作業計画書に差し込んだことがわかるよう整理すること。</p> <p>3 受注者は、工種ごとの施工体制、細部計画等工事の進捗にあわせて施工計画を立てる必要がある場合には、監督職員の承諾を得て、施工計画書を分割することができる。ただし、この場合においても当該工種の施工に着手する前に提出しなければならない。</p>	<p>1.4.3 施工計画書</p> <p>2 受注者は、施工計画書の内容に変更が生じた場合には、当該工事に着手する前に<del>変更施工計画書を提出しなければならない。なお、その後変更が生じた場合には、</del>その都度、当該箇所について提出した<del>変更</del>施工計画書の差替えを行い、合わせて、削除、追記等その変更内容を記した履歴簿を添付すること。なお、差替える内容が、提出した作業計画書と重複する場合には、<del>変更</del>施工計画書に当該の作業計画書を差し込むこと。併せて、作業計画書に差し込んだことがわかるよう整理すること。</p> <p>3 受注者は、工種ごとの施工体制、細部計画等工事の進捗にあわせて施工計画を立てる必要がある場合には、監督職員の承諾を得て、施工計画書<del>または変更施工計画書</del>を分割することができる。ただし、この場合においても当該工種の施工に着手する前に提出しなければならない。</p>	<p>工事関係様式集 改訂の反映</p>	<p>変更</p>
<p>1.4.7 作業計画書</p> <p>2 受注者は、作業計画書の内容に変更が生じた場合には、その都度当該作業着手前に変更に関する事項について、<del>提出した作業計画書の差替えを行い、合わせて削除、追記等のその変更内容を記した履歴簿を添付すること。</del></p> <p>3 作業計画書に記載される内容が、既に提出されている施工計画書に記載され、提出されている場合には監督職員の承諾を受けた上で、当該作業の「作業計画書」の提出を省略することができる。</p> <p>4 受注者は、あらかじめ監督職員に承諾を受けた場合には、作業計画書に記載すべき内容を施工計画書に記載することで作業計画書の提出を省略することができる。</p> <p>5 提出した作業計画書の内容を施工計画書に反映する必要がある場合には、当該の作業計画書を施工計画書に差込むこと。</p>	<p>1.4.7 作業計画書</p> <p>2 受注者は、作業計画書の内容に変更が生じた場合には、その都度当該作業着手前に変更に関する事項について、<del>「変更作業計画書」を提出しなければならない。</del></p> <p>3 作業計画書に記載される内容が、既に提出されている施工計画書<del>もしくは変更施工計画書</del>に記載され、提出されている場合には監督職員の承諾を受けた上で、当該作業の「作業計画書」の提出を省略することができる。</p> <p>4 受注者は、あらかじめ監督職員に承諾を受けた場合には、作業計画書に記載すべき内容を施工計画書<del>もしくは変更施工計画書</del>に記載することで作業計画書の提出を省略することができる。</p> <p>5 提出した作業計画書の内容を<del>変更</del>施工計画書に反映する必要がある場合には、当該の作業計画書を<del>変更</del>施工計画書に差込むこと。</p>	<p>工事関係様式集 改訂の反映</p>	<p>変更</p>
<p>1.5.14 交通事故発生時等の協力業務</p> <p>工事関係者が、首都高速道路上等を道路交通法の道路維持作業用自動車の指定を受けた車両で走行中に交通事故等の緊急事態に遭遇または、<del>誤進入者</del>や落下物等を発見した場合は、自らの安全が確保でき、かつ可能な範囲で、下記に示す措置を行うものとする。</p> <p>(1) 非常電話、無線等などによる<del>交通管制室への</del>通報</p> <p>(2) 発炎筒、旗、ラバコーン等による後続車両等への注意喚起</p> <p>(3) 負傷者の救助、援助及び落下物の車線からの排除</p> <p><del>(4) 誤進入に対して、ハンドマイク等により注意を促す場合、可能な限り道路端に寄るよう注意し、誤進入者の安全が確保できた場合は、警察又は交通パトロールカーが到着し、保護するまで監視する。</del></p>	<p>1.5.14 交通事故発生時等の協力業務</p> <p>工事関係者が、首都高速道路上等を道路交通法の道路維持作業用自動車の指定を受けた車両で走行中に交通事故等の緊急事態に遭遇または、落下物等を発見した場合は、自らの安全が確保でき、かつ可能な範囲で、下記に示す措置を行うものとする。</p> <p>(1) 非常電話、無線などによる通報</p> <p>(2) 発炎筒、旗、ラバコーン等による後続車両等への注意喚起</p> <p>(3) 負傷者の救助、援助及び落下物の車線からの排除</p>	<p>道路清掃業務共通仕様書（2024年7月）の反映</p>	<p>追加</p>
<p>2.1.3 設計図書で定められた材料以外を使用する場合の特例</p> <p>1 受注者は、設計図書で定められた以外の機材を使用する場合には、使用する前に理由を付した<del>材料使用承諾の申請に関する打合せ簿</del>を提出し、承諾を得なければならない。</p> <p>2 受注者は、材料使用承諾の申請に関する<del>打合せ簿</del>の提出にあたっては、使用する材料の品質を証明する資料を添付しなければならない。品質を証明する資料として、受注者自らの責任と費用により行った物理的又は化学的試験の成績表を含むものとする。</p> <p>6 受注者は、新材料等を使用する場合は次の各号に掲げる事項を記載した「新材料・新製品・新工法採用計画書」を提出し、監督職員の承諾を得なければならない。なお、監督職員が採用の可否に際して別途必要と認めた場合は、追加試験等を行わなければならない。本項に基づき承諾を得た新材料等については、<del>材料使用承諾の申請に関する打合せ簿</del>は不要とする。</p>	<p>2.1.3 設計図書で定められた材料以外を使用する場合の特例</p> <p>1 受注者は、設計図書で定められた以外の機材を使用する場合には、使用する前に理由を付した<del>材料使用承諾申請書</del>を提出し、承諾を得なければならない。</p> <p>2 受注者は、材料使用承諾申請書の提出に当たっては、使用する機材の品質を証明する資料を添付しなければならない。品質を証明する資料として、受注者自らの責任と費用により行った物理的又は科学的試験の成績表を含むものとする。</p> <p>6 受注者は、新材料等を使用する場合は次の各号に掲げる事項を記載した「新材料・新製品・新工法採用計画書」を提出し、監督職員の承諾を得なければならない。なお、監督職員が採用の可否に際して別途必要と認めた場合は、追加試験等を行わなければならない。本項に基づき承諾を得た新材料等については、<del>「材料使用承諾申請書」</del>は不要とする。</p>	<p>工事関係様式集 改訂の反映</p>	<p>変更</p>
<p>2.1.5 機材検査 (電気工事)</p> <p>2 工場立会検査</p> <p>(2) 受注者は、「工事機材検査実施手順書」を主任監督員に提出し、工場立会検査に監督職員の臨場の有無について確認する。受注者は工場立会検査において監督職員が臨場する場合は立会検査の事前に<del>工事材料検査請求に関する打合せ簿</del>に製造業者の製品検査成績書を添付し主任監督員に提出しなければならない。</p>	<p>2.1.5 機材検査 (電気工事)</p> <p>2 工場立会検査</p> <p>(2) 受注者は、「工事機材検査実施手順書」を主任監督員に提出し、工場立会検査に監督職員の臨場の有無について確認する。受注者は工場立会検査において監督職員が臨場する場合は立会検査の事前に<del>「工事材料検査請求書」</del>を製造業者の製品検査成績書を添付し主任監督員に提出しなければならない。</p>	<p>工事関係様式集 改訂の反映</p>	<p>変更</p>